

### 公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、新潟都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成27年7月24日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成27年8月1日（土） 午前10時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
新潟市西区寺尾東3丁目14番41号  
西区役所健康センター棟3階 大会議室